

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月16日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】	クラウドゲート株式会社 （旧会社名 株式会社テラネッツ）
【英訳名】	Crowd Gate Co.,Ltd. （旧英訳名 Terranetz Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長会長兼社長 藤田 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	（03）5209－1173
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 甲野 誠哉
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南一条西十丁目3番地
【電話番号】	（011）876－9544
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 甲野 誠哉
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番1号）

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社において、訂正の対象となり得る不適切な取引が存在することが判明いたしました。当該内容について、第三者調査委員会による厳正な調査を行い、売上高の取消、資産の損失計上等必要と認められる訂正を行うため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、平成23年8月15日に提出した第11期第2四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）にかかる四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、四半期財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所のほか、XBRL形式のデータのうち公衆の縦覧に供されていない内容の一部修正すべき事項についてXBRLの修正も行いましたので、併せて修正後のXBRL形式のデータ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

2 事業等のリスク

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

(2) 四半期損益計算書

第2四半期累計期間

第2四半期会計期間

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書

継続企業の前提に関する事項

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

表示方法の変更

簡便な会計処理

四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

注記事項

2 その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期累計 期間	第12期 第2四半期累計 期間	第11期 第2四半期会計 期間	第12期 第2四半期会計 期間	第11期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高（千円）	258,901	190,139	124,165	94,127	507,871
経常損失（△）（千円）	<u>△20,751</u>	<u>△46,523</u>	<u>△14,676</u>	<u>△18,951</u>	<u>△71,983</u>
四半期（当期）純損失（△） （千円）	<u>△23,016</u>	<u>△48,798</u>	<u>△15,095</u>	<u>△20,749</u>	<u>△103,170</u>
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	675,402	775,405	775,405
発行済株式総数（株）	—	—	45,887	76,657	76,657
純資産額（千円）	—	—	<u>△106,522</u>	<u>△34,994</u>	<u>13,328</u>
総資産額（千円）	—	—	<u>200,709</u>	<u>195,523</u>	<u>274,298</u>
1株当たり純資産額（円）	—	—	<u>△2,321.40</u>	<u>△462.72</u>	<u>173.87</u>
1株当たり四半期（当期）純損失 金額（△）（円）	<u>△501.59</u>	<u>△636.59</u>	<u>△328.98</u>	<u>△270.68</u>	<u>△2,199.85</u>
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	<u>△53.1</u>	<u>△18.1</u>	<u>4.9</u>
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	<u>△12,949</u>	<u>△48,188</u>	—	—	<u>△48,565</u>
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	<u>438</u>	<u>△7,726</u>	—	—	<u>△19,266</u>
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△19,663	△13,813	—	—	139,037
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	81,525	116,054	185,782
従業員数（人）	—	—	42	47	52

（注）1. 売上高には消費税等は含んでおりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在するものの、第11期第2四半期累計（会計）期間及び第12期第2四半期累計（会計）期間については、1株当たり四半期純損失であり、第11期については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

5. 第12期は、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の第12期第2四半期累計（会計）期間及び第11期第2四半期累計（会計）期間に係る四半期財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

また、第11期は、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の第11期の財務諸表については、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	47	(5)
---------	----	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含んでおります。）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	前年同四半期比 (%)
デジタルコンテンツ事業 (千円)	94,127	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、デジタルコンテンツ事業のみの単一セグメントとなっております。

3. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
㈱NTTカードソリューション	24,682	19.9	22,018	23.4
㈱エムアップ	—	—	11,029	11.7
三菱UFJニコス㈱	—	—	9,484	10.1
㈱パクレゼルブ	15,169	12.2	—	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ㈱エムアップ、三菱UFJニコス㈱は、前第2四半期会計期間において当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3. ㈱パクレゼルブは、当第2四半期会計期間において、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在（平成23年8月15日）において当社が判断したものであります。

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、当第2四半期会計期間において、18,384千円の営業損失、18,951千円の経常損失及び20,749千円の四半期純損失を計上した結果、34,994千円の債務超過となっており、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当該状況を解消するための対応策といたしましては、企画提案型の案件の獲得及び新規事業開発の迅速化に注力することで収益力の向上を図り、販売管理費についても再度徹底した見直しにより、経費削減を図ることで営業利益の改善に努める所存であります。一方、当社では可能な限り顧客の要望に応えるべく、制作業務の充実化をより一層進め、商品クオリティと価格競争力の強化を継続的に行ってまいります。

このような施策を具現化することにより、デジタルコンテンツ事業の法人営業及びビジネスマ向けサービスがともに拡充され、業績の拡大及び赤字要因であった固定費の回収が可能となり、営業利益が確保できる体制へと転換して参ります。

しかし、これらの対応策の実行には不確実な要素があり、当該事象が今後の財政状態及び経営成績に及ぼす影響は明らかでないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在（平成23年8月15日）において当社が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第2四半期会計期間における我が国の経済は、東日本大震災の影響により、企業収益は下押しされ、景気は弱い動きとなっており、電力供給の制約などの影響により、景気が下振れするリスクが存在する中、失業率が高水準にあることから依然として厳しい状況にあります。

当社の事業を取り巻く環境においては、東日本大震災の発生以降、ソーシャルメディアの速報性、網羅性が注目された一方、ソーシャルメディア事業者において、ゲームなどのコンテンツ・サービス企画や内容の見直しが行われました。今後、ソーシャルメディアの普及、インターネット通信端末の機能拡充が進むことにより、多種多様なコンテンツ・サービスの創出が求められており、ユーザーニーズによりきめ細かな対応が可能な企業が選択されることを背景に、企業間の競争が一層激化するものと思われれます。

このような状況の中、当社の主な事業は、個人のクリエイターの集まり「Crowd（群衆）」の力で築き上げてきたものであり、今後も更に多くの人々が集まる「Gate（入口）」であり続けたいという思いを込めて、平成23年4月1日から現社名「クラウドゲート株式会社」に変更いたしました。そして、デジタルコンテンツの事業に特化し、企業からデジタルコンテンツの制作を受託し、ゲームキャラクターイラスト、アバター等の多種多様なデジタルコンテンツを販売いたしました。また、コンシューマー向け業務として、オンラインゲームの運営とオーダーメイドのイラスト画像等の制作・販売を行いました。しかしながら、当初計画していたモバイルコンテンツの協業型案件が減少し、それらを補完するために営業体制の見直しを行ったものの計画どおりの収益を確保するには至りませんでした。

このような結果、当第2四半期会計期間における業績は、売上高94,127千円（前年同期比24.2%減）、営業損失18,384千円（前年同期は営業損失13,319千円）、経常損失18,951千円（前年同期は経常損失14,676千円）、四半期純損失は20,749千円（前年同期は四半期純損失15,095千円）となりました。

（2）財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産は、前期末比78,774千円減少し195,523千円（前期末274,298千円）となりました。そのうち流動資産は、前期末比81,545千円減少し161,276千円（前期末242,822千円）となりました。これは主に現金及び預金が69,727千円、売掛金が12,165千円減少したことによるものであります。固定資産は、前期末比2,771千円増加し、34,247千円（前期末31,475千円）となりました。これらは主に、ソフトウェアの取得等により無形固定資産が2,804千円増加したものであるものであります。

これに対する当第2四半期会計期間末の負債合計は、前期末比30,451千円減少し230,517千円（前期末260,969千円）となりました。そのうち流動負債は、前期末比13,718千円減少し129,276千円（前期末142,994千円）となりました。これは主にクリエイターへの外注未払金5,558千円及び一般経費に係る未払金が4,678千円減少したものであるものであります。固定負債は、前期末比16,733千円減少し101,241千円（前期末117,975千円）となりました。これらは主に借入金の返済による減少であります。

当第2四半期会計期間末の純資産は、前期末比21,665千円減少し、△34,994千円（前期末13,328千円）となりました。これは主に利益剰余金の減少によるものであります。また、自己資本比率は△18.1%となり、1株当たり純資産額は△462円72銭となりました。

（3）キャッシュ・フローの分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は第1四半期会計期間末と比較して31,711千円減少し、116,054千円となりました。なお、当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは22,462千円の資金の減少（前年同四半期は150千円の増加）となりました。これは主に税引前四半期純損失20,276千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは3,448千円の資金の減少（前年同四半期は499千円の減少）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出4,035千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは6,032千円の資金の減少（前年同四半期は8,573千円の減少）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出5,079千円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当第2四半期会計期間において、18,384千円の営業損失、18,951千円の経常損失及び20,749千円の四半期純損失を計上した結果、34,994千円の債務超過となっており、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当該状況を解消するための対応策といたしましては、企画提案型の案件の獲得及び新規事業開発の迅速化に注力することで収益力の向上を図り、販売管理費についても再度徹底した見直しにより、経費削減を図ることで営業利益の改善に努める所存であります。一方、当社では可能な限り顧客の要望に応えるべく、制作業務の充実化をより一層進め、商品クオリティと価格競争力の強化を継続的に行ってまいります。

このような施策を具現化することにより、デジタルコンテンツ事業の法人営業及びコンシューマ向けサービスがともに拡充され、業績の拡大及び赤字要因であった固定費の回収が可能となり、営業利益が確保できる体制へと転換して参ります。

しかし、これらの対応策の実行には不確実な要素があり、当該事象が今後の財政状態及び経営成績に及ぼす影響は明らかでないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更があったものは次のとおりであります。

東京本社（東京都千代田区）におけるクラウドソーシングシステムの投資計画については、完成予定年月を平成23年5月から平成23年10月に延期しております。

なお、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	156,880
計	156,880

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （平成23年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成23年8月15日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	76,657	76,657	札幌証券取引所 （アンビシャス市場）	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	76,657	76,657	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条、第239条に基づき平成23年4月27日に発行する新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年4月12日当社取締役会において決議（第2回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,313
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,313
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月28日 至 平成32年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払い込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②行使期間別の行使可能新株予約権数を以下のとおりとする。新株予約権者は、付与された新株予約権を、次の各号に掲げる期間の区分に従い、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、新株予約権者が行使することができる新株予約権の数が1の整数倍でないときには、1の整数倍に切り捨てた数とする。
 - イ. 割当日の翌日から2年を経過した日（以下「起算日」という。）から1年を経過した日までは、権利を付与された新株予約権の数の25%に達するまで権利を行使することができる。
 - ロ. 起算日から2年を経過した日までは、権利を付与された新株予約権の数の50%に達するまで権利を行使することができる。
 - ハ. 起算日から3年を経過した日までは、権利を付与された新株予約権の数の75%に達するまで権利を行使することができる。
 - ニ. 起算日から3年を経過した日から、本新株予約権の終期までは、権利を付与された新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

平成23年4月12日当社取締役会において決議（第3回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,492
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,492
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月28日 至 平成28年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払い込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

さらに、下記3. 新株予約権の行使の条件①の条件を満たした場合には、次に掲げるとおり行使価格を調整する。

(a) 権利行使日の前日の終値が、基準価格に80%を乗じた金額以上となる場合には、基準価格を行使価額

とする。

(b)上記 (a) を除き、権利行使日の前日の終値が基準価格に50%を乗じた金額を上回る場合には、権利行使日の前日の終値に、基準価格の20%を乗じた金額を加算した金額を行使価額とする。

(c)権利行使日の前日の終値が、基準価格に50%を乗じた金額以下となる場合には、基準価格に70%を乗じた金額を行使価額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に札幌証券取引所アンビシャス市場における当社普通株式の終値が一度でも基準価格に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や札幌証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②新株予約権者は、権利行使日の前日の終値が基準価格を超過する場合は、権利行使日時点において、当社の役員又は従業員の地位を有する限り、以下の条件を達成した場合に、以下に相当する各割当数の一部又は全部を行使することができるものとする。

(a)行使期間内に終了する四半期決算又は年度決算において四半期会計期間の営業利益の金額（年度決算においては年度の営業利益から当該事業年度の第3四半期累計期間の営業利益を控除した金額とする。）が25百万円以上となった場合に各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数の2分の1に相当する個数の本新株予約権

(b)上記 (a) に係わらず行使期間内に終了する四半期決算又は年度決算において四半期会計期間の営業利益の金額（年度決算においては年度の営業利益から当該事業年度の第3四半期累計期間の営業利益を控除した金額とする。）が60百万円以上となった場合に各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数の全てに相当する個数の本新株予約権

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	76,657	—	775,405	—	344,405

(6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
河端 繁	東京都港区	53,652	69.99
ビジネスソリューション株式会社	東京都世田谷区粕谷三丁目24番28号	4,667	6.09
河端 隼平	東京都港区	3,667	4.78
内田 莊一郎	東京都港区	2,421	3.16
河端 伸一郎	東京都港区	1,333	1.74
上原 大和	千葉県船橋市	1,200	1.57
伏見 恵一	東京都世田谷区	636	0.83
増田 雅代	東京都世田谷区	375	0.49
柏井 正尚	東京都杉並区	375	0.49
山本 麻記子	東京都品川区	375	0.49
計	—	68,701	89.62

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 76,657	76,657	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	76,657	—	—
総株主の議決権	—	76,657	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	7,060	6,100	6,390	<u>4,800</u>	4,280	4,700
最低 (円)	3,655	4,185	2,890	3,815	3,800	3,800

(注) 最高・最低株価は、札幌証券取引所アンビシャス市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の前第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表については、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,054	185,782
売掛金	41,137	53,303
商品及び製品	177	45
原材料及び貯蔵品	2	840
その他	5,292	4,650
貸倒引当金	<u>△1,388</u>	<u>△1,799</u>
流動資産合計	<u>161,276</u>	<u>242,822</u>
固定資産		
有形固定資産	※ 9,643	※ 7,460
無形固定資産		
ソフトウェア	8,917	10,148
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
その他	4,430	395
無形固定資産合計	<u>13,348</u>	<u>10,544</u>
投資その他の資産		
<u>破産更生債権等</u>	<u>62,329</u>	<u>62,329</u>
<u>その他</u>	<u>12,825</u>	<u>14,255</u>
貸倒引当金	<u>△63,899</u>	<u>△63,114</u>
投資その他の資産合計	<u>11,255</u>	<u>13,470</u>
固定資産合計	<u>34,247</u>	<u>31,475</u>
資産合計	<u>195,523</u>	<u>274,298</u>

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
株主、役員又は従業員からの短期借入金	70,000	70,000
1年内返済予定の長期借入金	18,623	20,316
未払法人税等	2,191	3,255
その他	<u>38,462</u>	<u>49,422</u>
流動負債合計	<u>129,276</u>	<u>142,994</u>
固定負債		
長期借入金	89,869	100,027
その他	<u>11,372</u>	<u>17,948</u>
固定負債合計	<u>101,241</u>	<u>117,975</u>
負債合計	<u>230,517</u>	<u>260,969</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	775,405	775,405
資本剰余金	344,719	344,719
利益剰余金	<u>△1,155,594</u>	<u>△1,106,795</u>
株主資本合計	<u>△35,470</u>	<u>13,328</u>
新株予約権	476	—
純資産合計	<u>△34,994</u>	<u>13,328</u>
負債純資産合計	<u>195,523</u>	<u>274,298</u>

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	258,901	190,139
売上原価	<u>113,762</u>	<u>73,851</u>
売上総利益	<u>145,138</u>	<u>116,288</u>
販売費及び一般管理費	※ <u>163,321</u>	※ <u>160,361</u>
営業損失(△)	<u>△18,183</u>	<u>△44,073</u>
営業外収益		
受取利息	30	22
その他	41	313
営業外収益合計	<u>72</u>	<u>335</u>
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	—	785
支払利息	2,401	1,736
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
その他	212	265
営業外費用合計	<u>2,614</u>	<u>2,786</u>
経常損失(△)	<u>△20,725</u>	<u>△46,523</u>
特別利益		
償却債権取立益	30	—
固定資産売却益	—	799
特別利益合計	<u>30</u>	<u>799</u>
特別損失		
貸倒損失	—	496
<u>事業整理損失</u>	<u>—</u>	<u>1,628</u>
<u>不正損失</u>	<u>1,365</u>	<u>—</u>
特別損失合計	<u>1,365</u>	<u>2,125</u>
税引前四半期純損失(△)	<u>△22,060</u>	<u>△47,848</u>
法人税、住民税及び事業税	956	950
法人税等合計	956	950
四半期純損失(△)	<u>△23,016</u>	<u>△48,798</u>

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	124,165	94,127
売上原価	<u>57,111</u>	<u>37,404</u>
売上総利益	<u>67,053</u>	<u>56,723</u>
販売費及び一般管理費	※ <u>80,346</u>	※ <u>75,108</u>
営業損失(△)	<u>△13,293</u>	<u>△18,384</u>
営業外収益		
受取利息	0	12
その他	32	275
営業外収益合計	32	288
営業外費用		
支払利息	1,180	854
その他	210	0
営業外費用合計	1,390	854
経常損失(△)	<u>△14,650</u>	<u>△18,951</u>
特別利益		
償却債権取立益	30	—
固定資産売却益	—	799
特別利益合計	<u>30</u>	799
特別損失		
貸倒損失	—	496
<u>事業整理損失</u>	—	1,628
特別損失合計	—	2,125
税引前四半期純損失(△)	<u>△14,620</u>	<u>△20,276</u>
法人税、住民税及び事業税	475	472
法人税等合計	475	472
四半期純損失(△)	<u>△15,095</u>	<u>△20,749</u>

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失 (△)	<u>△22,060</u>	<u>△47,848</u>
減価償却費	<u>16,211</u>	3,759
株式報酬費用	—	368
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
著作権利用許諾使用料	<u>—</u>	<u>132</u>
<u>貸倒損失</u>	<u>—</u>	<u>496</u>
<u>事業整理損失</u>	<u>—</u>	<u>1,628</u>
<u>不正損失</u>	<u>1,365</u>	<u>—</u>
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	<u>△663</u>	<u>374</u>
受取利息及び受取配当金	<u>△30</u>	<u>△22</u>
支払利息	<u>2,401</u>	1,736
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	△799
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
売上債権の増減額 (△は増加)	3,128	<u>11,669</u>
たな卸資産の増減額 (△は増加)	220	△4
外注未払金の増減額 (△は減少)	<u>4,350</u>	<u>△5,558</u>
未払金の増減額 (△は減少)	<u>△9,102</u>	<u>△8,092</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
未払消費税等の増減額 (△増加)	<u>△1,982</u>	2,756
その他	<u>△1,436</u>	<u>△3,379</u>
小計	<u>△7,598</u>	<u>△42,784</u>
利息及び配当金の受取額	30	22
利息の支払額	<u>△2,648</u>	△1,897
事業整理に伴う支出	—	△1,628
不正による支出額	<u>△1,365</u>	<u>—</u>
法人税等の還付額	531	—
法人税等の支払額	<u>△1,900</u>	△1,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△12,949</u>	<u>△48,188</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	<u>△470</u>	<u>△5,192</u>
有形固定資産の売却による収入	—	800
無形固定資産の取得による支出	<u>△224</u>	<u>△4,035</u>
長期前払費用の取得による支出	<u>—</u>	△1,000
貸付けによる支出	△540	—
貸付金の回収による収入	797	1,701
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△438</u>	<u>△7,726</u>

	前2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△17,689	△11,851
新株予約権の発行による収入	—	107
リース債務の返済による支出	△1,974	△2,069
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,663	△13,813
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△33,051	△69,727
現金及び現金同等物の期首残高	114,576	185,782
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 81,525	※ 116,054

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
<p>当社は、当第2四半期会計期間において、18,384千円の営業損失、18,951千円の経常損失及び20,749千円の四半期純損失を計上した結果34,994千円の債務超過となっており、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>当該状況を解消するための対応策といたしましては、企画提案型の案件の獲得及び新規事業開発の迅速化に注力することで収益力の向上を図り、販売管理費についても再度徹底した見直しにより、経費削減を図ることで営業利益の改善に努める所存であります。一方、当社では可能な限り顧客の要望に応えるべく、制作業務の充実化をより一層進め、商品クオリティと価格競争力の強化を継続的に行ってまいります。</p> <p>このような施策を具現化することにより、デジタルコンテンツ事業の法人営業及びコンシューマ向けサービスがともに拡充され、業績の拡大及び赤字要因であった固定費の回収が可能となり、営業利益が確保できる体制へと転換して参ります。</p> <p>しかし、これらの対応策の実行には不確実な要素があり、当該事象が今後の財政状態及び経営成績に及ぼす影響は明らかでないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。</p>

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)及び当第2四半期会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)	
1. 棚卸資産の評価方法	当第2四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期会計期間末の貸倒実績率が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期累計期間
(自 平成23年1月1日
至 平成23年6月30日)

1. 過年度の不適切な取引及び会計処理について

①当社において、平成18年から平成21年の旧経営陣の共謀と外部の協力者の協力のもとで、不適切な取引及び会計処理が過去数年にわたり行われていたことが判明いたしました。このため、当社は、外部の独立機関として第三者調査委員会を設置し、調査を実施して参りました。

その結果、過去に行われた取引の一部に関して不適切な会計処理が行われておりました。

②過年度決算の訂正について

上記①の不適切な会計処理について、当社は金融商品取引法に基づく連結財務諸表及び財務諸表の訂正を行うことを決定し、当第2四半期累計期間（自平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）の財務諸表を遡及処理しております。なお、当第2四半期累計期間（自平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）の四半期財務諸表は、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

2. 過年度に行った会計方針の変更の取消について

当社は、第7期事業年度（自平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）に、従来、取得した画像等のコンテンツに係る費用につきましては、取得した事業年度に全額費用計上しておりましたが、無形固定資産へ計上する方法に変更いたしました。この変更は、画像等のコンテンツの販売が従来は取得した事業年度に、発注した顧客に対して1回のみでありましたが、複数の顧客に対して販売することにより、翌事業年度以降も継続して複数回にわたってコンテンツを販売・提供することとなったため、当該コンテンツに係る費用を取得事業年度に全額費用計上するよりも、コンテンツとして無形固定資産に計上し、減価償却を通じて売上との対応を図っていくことがより適切な処理であると判断したものであります。しかしながら、外部の独立機関として設置した第三者調査委員会の調査の実施により、第7期（平成18年12月期）及び第8期（平成19年12月期）に計上した二次利用販売による売上の大半を取消すことといたしました。

このため、第7期事業年度（自平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）に会計方針の変更を行うための前提であった二次利用販売の実績が不十分となり、第7期事業年度（自平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）に遡って、取得したコンテンツに係る費用を発生時に費用処理するのが妥当であると判断いたしました。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、 <u>18,360</u> 千円であります。 (削除)	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、 <u>41,484</u> 千円であります (削除)

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 65,945千円 <u>貸倒引当金繰入額</u> 401千円 (削除)	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 74,306千円 <u>貸倒引当金繰入額</u> 850千円 (削除)

前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 32,444千円 <u>貸倒引当金繰入額</u> 50千円 (削除)	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 33,513千円 <u>貸倒引当金繰入額</u> 912千円 (削除)

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)
現金及び預金勘定 81,525千円	現金及び預金勘定 116,054千円
現金及び現金同等物 81,525	現金及び現金同等物 116,054

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 76,657株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期会計期間末残高 476千円
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。
5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期累計期間において、48,798千円の四半期純損失を計上いたしました。これにより、当第2四半期会計期間末において利益剰余金が前事業年度末と比べて48,798千円減少し、当第2四半期会計期間末における株主資本は△35,470千円となっております。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第2四半期会計期間末(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

(1) スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 368千円

(2) 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

(a) 第2回新株予約権

	第2回新株予約権
決議年月日	平成23年4月12日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 47名(注)3.
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 3,459株(注)1.(注)3.
付与日	平成23年4月27日
権利確定条件	(注)2.
対象勤務期間	自 平成23年4月28日 至 平成25年4月27日
権利行使期間	自 平成25年4月28日 至 平成32年4月27日
権利行使価格(円)	4,000
付与日における公正な評価単価(円)	2,081

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

②行使期間別の行使可能新株予約権数を以下のとおりとする。新株予約権者は、付与された新株予約権を、次の各号に掲げる期間の区分に従い、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、新株予約権者が行使することができる新株予約権の数が1の整数倍でないときには、1の整数倍に切り捨てた数とする。

イ. 割当日の翌日から2年を経過した日(以下「起算日」という。)から1年を経過した日までは、権利を付与された新株予約権の数の25%に達するまで権利を行使することができる。

ロ. 起算日から2年を経過した日までは、権利を付与された新株予約権の数の50%に達するまで権利を行使することができる。

ハ. 起算日から3年を経過した日までは、権利を付与された新株予約権の数の75%に達するまで権利を行使することができる。

ニ. 起算日から3年を経過した日から、本新株予約権の終期までは、権利を付与された新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする

3. 当四半期会計期間において、退職による失権により付与対象者の従業員が2名減少し、当四半期会計期間末の付与対象者の人数は45名となり、付与数は146株失効し3,313株となっております。

(b) 第3回新株予約権

	第3回新株予約権
決議年月日	平成23年4月12日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び監査役5名 当社の従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 4,492株 (注) 1.
付与日	平成23年4月27日
権利確定条件	(注) 2.
対象勤務期間	自 平成23年4月28日 至 平成28年4月27日
権利行使期間	自 平成23年4月28日 至 平成28年4月27日
権利行使価格 (円)	4,000
付与日における公正な評価単価 (円)	24

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に札幌証券取引所アンビシャス市場における当社普通株式の終値が一度でも基準価格に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や札幌証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者は、権利行使日の前日の終値が基準価格を超過する場合は、権利行使日時点において、当社の役員又は従業員の地位を有する限り、以下の条件を達成した場合に、以下に相当する各割当数の一部又は全部を行使することができるものとする。
 - (a) 行使期間内に終了する四半期決算又は年度決算において四半期会計期間の営業利益の金額（年度決算においては年度の営業利益から当該事業年度の第3四半期累計期間の営業利益を控除した金額とする。）が25百万円以上となった場合に各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数の2分の1に相当する個数の本新株予約権
 - (b) 上記(a)に係わらず行使期間内に終了する四半期決算又は年度決算において四半期会計期間の営業利益の金額（年度決算においては年度の営業利益から当該事業年度の第3四半期累計期間の営業利益を控除した金額とする。）が60百万円以上となった場合に各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数の全てに相当する個数の本新株予約権
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権の一部行使はできない。

(資産除去債務関係)

当第2四半期会計期間末（平成23年6月30日）

当社は、本社及び札幌オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における現状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社及び札幌オフィスを移転する予定も無いことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、デジタルコンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 <u>△462.72円</u>	1株当たり純資産額 <u>173.87円</u>

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	<u>△34,994</u>	<u>13,328</u>
純資産の部から控除する金額（千円）	476	—
（うち新株予約権）	(476)	—
普通株式に係る四半期末（期末）の純資産額 （千円）	<u>△35,470</u>	<u>13,328</u>
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 （期末）の普通株式数（株）	76,657	76,657

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 <u>△501.59円</u> なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 <u>△636.59円</u> なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
四半期純損失(△) (千円)	<u>△23,016</u>	<u>△48,798</u>
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	<u>△23,016</u>	<u>△48,798</u>
期中平均株式数 (株)	45,887	76,657
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 <u>△328.98円</u> なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 <u>△270.68円</u> なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
四半期純損失(△) (千円)	<u>△15,095</u>	<u>△20,749</u>
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	<u>△15,095</u>	<u>△20,749</u>
期中平均株式数 (株)	45,887	76,657
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(リース取引関係)

前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、注記は記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月16日

クラウドゲート株式会社

(旧会社名 株式会社テラネット)

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月16日

クラウドゲート株式会社

(旧会社名 株式会社テラネット)

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 一範 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 北澤 元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期財務諸表について四半期レビューを行った。
2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また当四半期会計期間末において債務超過となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月16日
【会社名】	クラウドゲート株式会社 (旧会社名 株式会社テラネット)
【英訳名】	Crowd Gate Co., Ltd. (旧英訳名 Terranetz Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 藤田 一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 藤田 一郎は、当社の第12期第2四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。